

異動の事由にかかわらず平成31年度（平成31年1月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が町村と異なるときは、両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（特別徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

平成 年 月 日提出		茨城県 東海村長 殿		〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		特別徴収義務者 指定番号 12345		※市町村ごとに異なります	
フリガナ		カブシキガイシャ マルバツシヨウジ		株式会社 ○×商事		整理番号 1234			
氏名又は名称		代表取締役 特徴 太郎		代表取締役 特徴 太郎		課・係 人事課 人事労務係		氏名 特徴 花子	
代表者の職氏名印		個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		電話 000-000-0000 (内線 123)	
受給者番号		フリガナ		スズキ イチロウ		特別徴収税額 (年税額)		異動年月日	
123456		氏名		鈴木 一郎 (旧姓)		6 月から 9 月から		××・8・31	
生年月日		昭和・平成		50 年 1 月 1 日		8 月まで 5 月まで		35,600 円 104,400 円	
個人番号		〇〇県××市△△3-2-1		140,000 円		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収	
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1		140,000 円		1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休業 5. 長期欠勤		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須)	
給与の支払を受なくなった後		給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		140,000 円		8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		退職した年の1月から退職時までの給与支払額	
123456		氏名		鈴木 一郎 (旧姓)		140,000 円		1,200,000 円	
生年月日		昭和・平成		50 年 1 月 1 日		35,600 円		60,000 円	
個人番号		〇〇県××市△△3-2-1		140,000 円		104,400 円		控除社会保険料額	
1月1日現在の住所		〇〇県××市△△3-2-1		140,000 円		異動の事由		60,000 円	
給与の支払を受なくなった後		給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。		140,000 円		8月末で退職する給与所得者が、9月末から新しい会社で特別徴収する場合。		その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額と退職時までに給与から差し引いた社会保険料の額を記入してください。	

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後、住所が変更になる場合に記入してください。

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額と退職時までに給与から差し引いた社会保険料の額を記入してください。

該当事項に○印をつけてください。

◎給与の支払を受なくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。		徴収予定		相続人の氏名等	
1. 異動が平成 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月 日		氏名	
異動者印		徴収予定額 円		続柄	
		徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 円		住所	
				1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)	
				2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)	
				給与の支払が不定期 (例：毎月の支払が毎月でない)	
				※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。	
				新しい会社で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。	
				9 (普B) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普C) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普D) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普E) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普F) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普G) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普H) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普I) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普J) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普K) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普L) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普M) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普N) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普O) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普P) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普Q) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普R) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普S) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普T) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普U) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普V) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普W) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普X) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普Y) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	
				9 (普Z) 給与の支払が毎月でない (例：毎月の支払が毎月でない)	

転勤・再就職等により、新勤務先で特別徴収を継続する場合に記入する欄です。前勤務先では未記入のまま転勤者を通して新勤務先へ回付してください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書		新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		56789		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		〒654-3210		〇〇県××市△△1-2-3		新しい勤務先では	
フリガナ		マルバツフシヨウジ		カブシキガイシャ		月割額 11,600 円を	
氏名又は名称		〇×不動産		カブシキガイシャ		9 月分から徴収し、納入します。	
代表者の職氏名印		代表取締役		特徴 次郎		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		庶務課社員係		納入書 要・不要	
氏名		特徴		進			
電話		111-111-1111		(内線 222)			

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場総務部税務課住民税担当

異動の事由にかかわらず平成31年度（平成31年1月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは、両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（一括徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後、住所が変更になる場合に記入してください。

平成 年 月 日提出	茨城県 東海村長 殿	住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社 ○×商事	代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎	個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
受給者番号 123456	フリガナ 氏 名	スズキ イチロウ 鈴木 一郎 (旧姓)	特別徴収税額(年税額) 140,000	(ア) 徴収済額 6 月から 9 月まで 8 月まで	(イ) 未徴収税額 35,600	(ウ) 異動年月日 104,400 × ×・8・31
生年月日 昭和・平成 50 年 1 月 1 日	個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	給与の支払を受けなくなった後の住所	異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社都合 ⑧ 退職後		

※市町村処理欄	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度
特別徴収義務者指定番号 12345	※市町村ごとに異なります
整理番号 1234	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係 人事課人事労務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)
異動後の未徴収税額の徴収	退職した年の1月から退職時までの給与支払額 1,200,000 控除社会保険料額 60,000
異動の事由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) 3. 普通徴収 (理由)
氏名	1 (普B) 他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
住所	2 (普C) 給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支払額が〇〇万円以下)
電話	3 (普D) 給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
	4 (普E) 事業専従者 (個人事業主のみ対象)

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額と退職時までに給与から差し引いた社会保険料の額を記入してください。

該当事項に○印をつけてください。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一括徴収の理由	徴収予定		
① 異動が平成××年12月31日までで、申出があったため (8月25日申出)	徴収予定月日 9・20	徴収予定額 104,400	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額) 104,400
2. 異動が平成××年1月1日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.		
異動者印	鈴木		

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の住所(居所)又は所在地	〒
フリガナ	
氏名又は名称	
代表者の職氏名印	

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分で一括して納入する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

新しい勤務先では	※市町村記入欄
月割額 円を	
月分から徴収し、納入します。	
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。	
納入書 要・不要	

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場総務部税務課住民税担当

異動の事由にかかわらず平成31年度（平成31年1月31日までに提出する分）の給与支払報告書を提出した先が当村と異なるときは、両方の市区町村長に異動届出書を提出してください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

異動のあった翌月10日までに異動届出書を提出してください。

税額通知書の住所を記入してください。

異動（退職等）後、住所が変更になる場合に記入してください。

平成 年 月 日提出		茨城県 東海村長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)		住所(居所)又は所在地 〒012-3456 〇〇県××市△△1-2-3		〒012-3456		特別徴収義務者 指定番号 12345		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度							
				フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事		代表者の職氏名印 代表取締役 特徴 太郎		整理番号 1234		※市町村処理欄											
				個人番号又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		特別徴収税額(年税額) 円		(イ) 徴収済額 円		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号 課・係 人事課人事事務係 氏名 特徴 花子 電話 000-000-0000 (内線 123)		特別徴収義務者指定番号 12345		※市町村ごとに異なります									
受給者番号 123456		フリガナ 鈴木 一郎		氏名 鈴木 一郎 (旧姓)		特別徴収税額(年税額) 140,000		(イ) 徴収済額 6 月から 9 月まで 円		未徴収税額(ア)-(イ) 104,400		異動年月日 ××・8・31		異動の事由 ① 退職 ② 転勤 ③ 合併 ④ 休職 ⑤ 長期欠勤 ⑥ 死亡 ⑦ 会社解散 ⑧ 住所誤報 ⑨ その他(特別徴収不可)		異動後の未徴収税額の徴収 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収(1月以降は必須) 3. 普通徴収理由 異動の事由のとおり		退職した年の1月から退職時までの給与支払額 円 1,200,000 控除社会保険料額 円 60,000					
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日		個人番号 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1		給与の支払を受けなくなった後の住所		一括徴収の理由 1. 異動が平成 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出) 2. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		徴収予定月 日		8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。 (ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分) (イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分) (ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分) ↑ 普通徴収税額		※「9.その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。		1 (普B) 他の事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)		2 (普C) 給与が少なく税額が引けない(例:年間の給与支給額が〇〇万円以下)		3 (普D) 給与の支払が不定期(例:給与の支払が毎月でない)		4 (普E) 事業専従者(個人事業主のみ対象)	

税額通知書の特別徴収義務者指定番号と整理番号を必ず記入してください。

その年の1月1日から退職時までに支払いの確定した給与の額と退職時までに給与から差し引いた社会保険料の額を記入してください。

該当事項に○印をつけてください。

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号		課・係		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。		※市町村記入欄	
新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒		フリガナ		氏名		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。			
氏名又は名称		代表者の職氏名印		電話 (内線)		納入書 要 ・ 不要			

【提出先】 〒319-1192 東海村東海三丁目7番1号 東海村役場総務部税務課住民税担当